

2025 年 9 月 4 日

各 位

会 社 名 ダイワ通信株式会社
代表者名 代表取締役社長 隈田 佳孝
 (コード：7116、東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部長 多賀 勝用
 (TEL. 076-291-4000)

再発防止策の策定及び関係者の処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 4 月 18 日付「第三者委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」にて公表をしましており、当社のセキュリティ事業を担う連結子会社であるディーゼセキュリティ株式会社（以下「DSS」といいます。）における売上の過大計上と簿外在庫の発生に係る不適切な会計処理に関して、当社が設置した第三者委員会（以下、「本件第三者委員会」といいます。）より、調査報告書を受領しました。

また、2025 年 7 月 31 日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表をしましており、当社代表取締役による関連当事者取引における適切な手続きがなされていなかったことに関して、当社が設置した特別調査委員会（以下、「本件特別調査委員会」といい、本件第三者委員会と合わせて「本件両委員会」といいます。）より、調査報告書を受領しました。

当社は、これまで、本件両委員会の調査結果及び再発防止策の提言並びに再発防止委員会の助言に基づき、再発防止策の策定に取り組んできました。本日開催の取締役会において、再発防止策の策定及び本件に対する関係者の処分を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主をはじめ投資家の皆様、関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。当社は、今回の事態に至ったことを深く反省し、全役職員が一丸となり、速やかに再発防止策を実行し、信頼の回復に努めてまいります。

記

1. 再発防止策の概要

DSS における不適切な会計処理について、本件第三者委員会による調査報告書により、当社マネジメントによる予算達成プレッシャーを受け、DSS 取締役主導のもと、DSS 営業部門において収益認識の要件を満たさない売上の先行計上及び過大計上が行われていたこと、並びに、当社常務取締役（兼 DSS 代表取締役）及び当社取締役管理部長は、上場前から当該不正が継続的に行われている状況を認識していたにもかかわらず、解消に向けて十分な是正措置を講じていなかったことが明らかとなりました。

また、関連当事者取引における不適切な手続きに関する本件特別調査委員会による調査報告書により、当社の元代表取締役に関する取引について、利益相反取引及び関連当事者取引に該当するにもかかわらず適切な手続きがなされていなかったこと、並びに一部経費について適切な稟議手続がとられていなかったことが明らかとなりました。

当社は本件両委員会が指摘する不正の発生について真摯に受け止め、再発防止に向けた取り組みの一環として、再発防止策の具体的な遂行に向け、当社の社外役員及び外部専門家により構成される再発防止委員会を設置し、当該再発防止委員会における議論の結果を踏まえて、以下の方針で再発防止策を実施することを決定いたしました。

2. 本件両委員会が指摘する不正に共通する再発防止策

(1) コンプライアンス意識の醸成と研修・教育の充実

- ① グループ行動規範を策定するとともに、当社社長よりグループ全役職員に対して繰り返しコンプライアンス意識の醸成に向けた発信を定期的かつ継続的に行い、周知徹底に取り組みます。
- ② コンプライアンスに係る教育制度を見直し、全役職員がコーポレート・ガバナンスの重要性を認識するよう継続的なコンプライアンス研修を実施します。具体的には、当社及び子会社の役職員に対して、専門家等によるコンプライアンス研修を継続的に実施するとともに、リスク・コンプライアンス委員会の主導により、今回発覚した不祥事のほか、他社事例も題材としたコンプライアンス研修を実施し、理解度テストも行います。
- ③ 社内規程等においてルールが明確でない事項に関しては、上長や管理部門に相談し、適切に確認又は承認を得る運用をマニュアル化により徹底します。その際は、会計基準への適合の有無や社内稟議の必要性に関する確認を徹底します。

(2) 社内規程・システムの整備による業務プロセスの再構築

- ① 取締役会の運営においては、業績・財務状況に留まらず、報告事項を拡充します。具体的には、リスク管理に関わる事項（内部監査報告、リスク・コンプライアンス委員会の報告事項等）、内部統制に係る事項、コンプライアンス遵守に向けた社内教育の実施状況等に係る事項等を報告事項といたします。
- ② 取締役会規程等の見直しを行い、コンプライアンスを遵守するに際して取締役会における決議又は報告が必要な事項をリスク・コンプライアンス委員会等及び執行役員会等より全社的かつ適切に上程される仕組みを整備いたします。これには、子会社の取締役会での決議及び報告事項が当社取締役会に報告される体制の整備が含まれます。
- ③ リスク・コンプライアンス委員会が、内部監査で指摘された問題やリスクを検討する会議を定期的を実施し、取締役会に報告する体制を整備します。また、委員には社外役員を含めることにより、多角的な視点からの検証を行います。
- ④ 経理規程及び業務管理規程を見直し、当社の取引実態を踏まえたものにするるとともに、営業部門が行う取引の適切性を管理する体制を構築いたします。

(3) 監査体制の強化

- ① 当社監査役会及び子会社監査役による監査項目を見直し、本件で問題となった売上計上の適切性を含む会計処理の問題、並びに関連当事者取引及び経費に関する不適切な手続について、独立性をもった監査体制を強化いたします。
- ② 内部監査との役割の違いを踏まえ、当社監査役会及び子会社監査役独自の实地監査を行うようにいたします。
- ③ 当社監査役会及びDSS監査役による実効的な監査を可能とする体制を整備すべく、補助者となる社内スタッフの設置を行います。

(4) 管理部門の強化

- ① 管理部門を増員するとともに、新たな取締役による監督のもと役割を拡充し、もともと営業事務が担っていた受発注業務、売上・仕入登録業務等の統合的な推進及び事業リスクへの対応を強化します。
- ② 当社及び新設するDSS管理部に対し、コンプライアンス遵守に向けた研修を継続的に実施するとともに、本件で問題となった売上計上の適切性を含む会計処理の問題、並びに関連当事者取引及び経費に関する不適切な手続をモニタリングすることで、2線として適切な役割を担わせます。
- ③ 管理部と営業事務員における月次の定例会を開催し、相互に意見交換を行うことで、規程及びルールへの遵守状況を確認し、内部管理体制の強化を図ります。また必要に応じて、アドバイザーとして会計監査人及び監査役が参加し、会計リテラシーの向上を図ります。
- ④ 本件第三者委員会調査報告書において不正の発生原因として指摘されている、従前のLINEの業務使用の禁止、監査法人に提出する受注データにおける備考やメモ欄の利用制限を行うとともに、キーワード検出システムの導入を行うことにより、管理体制の強化に努めます。
- ⑤ 社内承認プロセスを見直し、稟議が必要となる事案の全件に対して管理部が関与してチェック体制を強

化するとともに、不祥事の発生が疑わしい事案に関しては、監査役（会）及びリスク・コンプライアンス委員会に通報する体制を構築いたします。

（５）内部監査部の強化

- ① これまで内部監査部は部員１名であり、他部署との兼任であったところ、内部監査の実効性を高めるべく、これを増員し、専任の内部監査担当者を配置します。
- ② 内部監査担当者に対し、コンプライアンス遵守に向けた社内教育を継続的に実施するとともに、実効的な内部監査を実施することにより、３線として適切な役割を担わせます。
- ③ 内部監査計画の策定方針について見直すとともに、監査法人との意見交換を実施し、連携した監査体制の構築に取り組みます。
- ④ 内部監査部は、リスク・コンプライアンス委員会、監査役会及び会計監査人と綿密な連携をとり、取締役会に対して、ガバナンスに関する適時適切な報告を行う体制を構築いたします。

（６）内部通報制度等による不祥事発見機会の強化

リスク・コンプライアンス委員会は、年一回のアンケートの方法により、当社及びDSSを含む子会社に対して、内部通報制度の周知徹底を行うとともに問題意識を吸い上げ、不祥事の早期発見及び適切な再発防止策の策定に取り組みます。また、通報件数が増加しない場合の原因検証等を通じて、通報制度が利用されていない理由を検証し、改善を図ります。

２．DSSにおける不適切な会計処理に関する再発防止策

（１）人事評価制度の整備

- ① 特別賞与の支払いが、不適切な会計処理を実施及び継続することの動機付けとなったことを踏まえ、当社及びDSSにおける人事考課規程を見直し、コンプライアンス遵守を評価項目とすることで、コンプライアンス遵守への動機付けを行います。
- ② 営業優績者等の表彰に対する特別賞与を見直し、業績等の目標達成のためにコンプライアンス遵守を損なう動機付けとならない制度とします。
- ③ 経営陣による予算達成に向けたプレッシャーがあったとの指摘を踏まえ、当社及びDSSの予算管理規程を見直し、事業実態に即した予算策定に取り組みます。

（２）DSSにおけるガバナンス体制の整備

- ① DSSの取締役は、当社常務取締役（兼DSS代表取締役）を含めて２名のみであり、この２名はDSSの業務執行において上司・部下の関係であったため、相互の監視・けん制機能が発揮されていなかったことから、DSSを取締役会設置会社とし、取締役会における管理・監督体制を強化します。
- ② DSSに管理部を新設して、新たに当社管理部管掌取締役に就任した岡本取締役による監督のもと、管理・監督機能の強化を図ります。具体的には、入庫、棚卸資産の管理、在庫発注、棚卸指示などを適正に管理し、営業部門に対する牽制体制を強化します。
- ③ これまでDSSは、親会社である当社の規程を準用していた事項があるところ、これを見直し、DSSの実態に沿う規程等の整備を行います。DSSとしての職務権限規程を作成し、役職員の各権限の所在を明確にします。
- ④ 当社管理部とDSS管理部及び両社の営業事務における定例会を月１回開催し、意見交換を行って規程及びルールへの遵守状況を確認します。

３．関連当事者取引における不適切な手続きに関する再発防止策

（１）関連当事者取引等の把握体制の整備

- ① 社内規程の見直しにより、稟議の承認時に関連当事者取引でないことを確認する体制を整備いたします。特に新規の取引先については、関連当事者該当性を全件確認するようにいたします。
- ② 上記①の結果を踏まえ、関連当事者取引に漏れがないかの観点で、内部監査及び監査役監査の対象とし

て再発防止につなげます。

(2) 経費申請時におけるチェック体制の整備

- ① 稟議に関する社内規程や申請フローの見直しを実施し、経費申請が適切に実施され、管理される体制を整備いたします。
- ② 当社管理部と新設される DSS 管理部の連携を図り、DSS においても適切な経費申請のチェック体制を構築いたします。

4. 関係者の処分

当社は、今回の事態を厳粛に受け止め、今後の再発防止を徹底する観点から、以下のとおり関係者の処分を行うことといたしましたので、お知らせいたします。

(1) 役員の処分

- ① 岩本元代表取締役社長については、本件第三者委員会による調査において、DSS における不適切な会計処理への関与は認定されていないものの、不正を防止する内部管理体制を構築する点で不足があったと認定されております。また、本件特別調査委員会による調査において、利益相反取引及び関連当事者取引に該当するにもかかわらず適切な手続きがなされていなかった取引の存在並びに一部経費について適切な稟議手続がとられていなかったことが判明しております。

これに対し、2025 年 8 月 1 日付け「代表取締役の異動（辞任）に関するお知らせ」にて公表のとおり、本件両委員会の指摘について反省と陳謝の意を示して辞任しており、かかる辞任については、再発防止策委員会として、合理的な対応として容認しております。

なお、岩本元代表取締役社長は、今後当社の意思決定や経費支出等には関与せず、DSS における案件の遂行等のため、DSS の事業に対して一定の関与が必要不可欠であることから、業務委託契約を締結するなどして当社及び DSS の経営に関与しない形で、DSS の事業継続に必要不可欠な限度で当該事業に関与することを予定しております。

- ② 多賀氏は、本件第三者委員会による調査において、DSS における在庫スキームを認識しながら十分な是正措置を行っていないうえ、本来的な職責を怠りガバナンスの無効化（監査法人への発見回避行為）に関与していることが認定されており、引き続き取締役として管理監督に関わることは不適切と考えられます。また、前田氏は、本件第三者委員会による調査において、DSS における在庫スキーム及び件外調査の不祥事に対して十分な是正措置を行っておらず、引き続き取締役として、1 線としてのチェック機能を兼ねる営業部門の統括を継続することは不適切と考えられます。このことから、当社は当社の第 10 期定時株主総会において、多賀氏及び前田氏を取締役候補者として選任をせず、今後は経営に関与しない執行役員として業務に従事することといたしました。

また、前田氏は、現在進行しております DSS 工場計画を初期の段階から関わり、海外メーカーとの交渉や行政との調整、金融機関と資金調達のための交渉等、DSS の代表取締役としての任を担ってまいりました。現在における計画の進行状況等を鑑みて、代表取締役としての前田氏が不在となることは、DSS にとって大きな損失となります。この観点から前田氏を、DSS の代表取締役の再任を予定しております。一方で、前田氏に対する牽制の体制構築のため、DSS を取締役会設置会社へ移行し、DSS 取締役会及び監査役による監督体制の整備を図るとともに、当社による子会社管理体制の整備も行います。

なお、DSS におけるその他取締役については、取締役を再任せず、また今後は経営に関与しないことといたします。

(2) 賃料と経費の返還

本件特別調査委員会で指摘された、岩本氏を対象とする、利益相反取引及び関連当事者取引に該当するも取締役会において審議をしていなかった取引における支払費用等は、本件調査報告書のとおり岩本元代表取締役社長に返金を求めることといたしました。

当社においても独自の調査を行い、業務との関連性がないと認められる費用及び業務との関連性は否定できないものの、社内規則で定める適切な稟議手続を経ていなかった費用については、適切な処置を

いたしました。

(3) 従業員の処分

本件両委員会において指摘されている、不祥事に関与した従業員については、当社の社内規程に基づき処分を決定いたしました。

以 上